

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1944号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前												
(用語の定義等)							(用語の定義等)												
第2条 (略)							第2条 (略)												
2 この規則において「栄養士」には、一般職員給与条例別表第4の口医療職給料表(二)の備考及び市町村立学校職員給与条例第2条第3項に規定する学校栄養職員並びに給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）第4条第3号に規定する管理栄養士を含むものとする。							2 この規則において「栄養士」には、一般職員給与条例別表第4の口医療職給料表(二)の備考及び市町村立学校職員給与条例第2条第3項に規定する学校栄養職員を含むものとする。												
別表第6 医療職給料表(二)級別資格基準表							別表第6 医療職給料表(二)級別資格基準表												
職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級						
	学歴 免許							学歴 免許											
(略)							(略)												
言語聴覚士	(略)						言語聴覚士	(略)											
	短大3卒	0	1	6	9	別に定める		短大3卒	0	1	6	9	別に定める						
歯科衛生士	大学卒			5	別に定める	別に定める	歯科衛生士	短大3卒			1	5	別に定める						
		0	5						0	1	6		別に定める						
歯科衛生士	短大3卒	0	1	6	5	別に定める	歯科衛生士				1	5	別に定める						
		0	1	6	9	別に定める			0	1	6		別に定める						
(略)							(略)												
(略)							(略)												
備考 (略)							備考 (略)												
別表第16 医療職給料表(二)初任給基準表							別表第16 医療職給料表(二)初任給基準表												
職種	学歴免許	初任給			職種	学歴免許	初任給												
(略)							(略)												
診療放射線技師	(略)			診療放射線技師	(略)			診療エツクス線技師	(略)										
	短大3卒				短大3卒		1級21号給					短大卒							
(略)							(略)												

言語聴覚士	(略)	
	短大 3 卒	1 級21号給
歯科衛生士	大学卒	2 級 5 号給
	短大 3 卒	1 級21号給
	(略)	
(略)		
備考	(略)	

言語聴覚士	(略)	
	短大 3 卒	1 級21号給
歯科衛生士	短大 3 卒	1 級21号給
	(略)	
(略)		
備考	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。